



2022年12月23日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア シ ロ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 山 博 登
(コード番号：7378 東証グロース)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 川 村 悟 士
ir@asiro.co.jp

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催しました取締役会において、2023年1月30日に開催予定の第7回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、以下のとおり当社定款を変更するものであります(現行定款第18条)。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置等)</u></p> <p><u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>第1条 2022年9月1日から6か月を経過した日、もしくは同年9月1日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、次の定めを有するものとする。</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><u>2 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2022年12月23日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 2023年1月30日(予定) |

以上